

人にやさしい街づくりとは

都市整備課 内線 284

人にやさしい街づくりは、高齢者や障害者を含めた誰もが等しく、住み慣れた地域社会の一員として、その能力を十分に発揮しながら、希望する日常生活や社会参加を行うことができる物的・社会的環境を整備することによって、「誰もがみな、生き生きと輝いて暮らすまち」を実現するため、建物、公園、道路などの物的環境のバリアフリーにとどまることなく、心のバリアも除き、あらゆる人が助け合い、理解しあう社会的環境のバリアフリーを推進するものです。



名鉄扶桑駅エレベーター

人にやさしい街づくりを実現するために

たとえば・・・

- 困っている人を見かけたら、「何かお手伝いすることはありますか？」の一声をかけましょう。
- 道路上の視覚障害者誘導用ブロック上に自転車などの障害物を置かないようにしましょう。
- 車いす使用者用の専用スペースに車を置かないようにしましょう。
- 公共車両内に設けられた優先席は、高齢者や妊産婦、乳幼児を連れた人、ケガをしている人、ペースメーカー使用者などに譲りましょう。

町民の皆さんのご協力をお願いします！

障害の内容や程度は人によって様々ですので、あらゆる障害に配慮してバリアフリー化することは大変難しいことです。このため、障害のある方が困っているようであれば声をかけ、望まれれば必要な手助けをしていただきたいと考えています。「人にやさしい街」の実現には、建築物などの「もの」と「心」のバリアを取り除く努力が必要ですが、行政だけではできません。町民皆様のご協力をお願いします。



歩行者用道路に注意

総務課 内線 216

町内には、歩行者用道路として、車両の通行が禁止されている道路があり、写真のような規制標識が立っています。

規制された道路沿いに車庫があるなど、通行の必要がある車両は、事前に警察署から通行許可を得ることが必要となります。

詳しくは、愛知県警察ホームページ（ホーム→申請・手続き→交通→道路使用許可、通行許可等の申請手続き）をご覧ください。

▼問い合わせ 犬山警察署 交通課 ☎0568(61)0110

